



内閣感染症
危機管理統括庁

市町村行動計画変更の進捗状況等

令和8年8月・9月

市町村行動計画の変更について

○**新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市区町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成する。**

○**市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。**

【市町村行動計画に定めるべき事項】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・ 次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ・ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

○**新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、R6年7月に政府行動計画が変更、R7年春～夏に各都道府県行動計画の変更が完了。その後速やかに市町村行動計画の変更を行う必要がある。**

⇒**市町村行動計画の変更は、令和8年7月（都道府県行動計画の1年後）までに完了させるのを目途とする旨要請（R6.12.26事務連絡）**

【特措法上必要なプロセス】

- ・ 学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取
- ・ 他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
- ・ 都道府県への報告
- ・ 議会への報告・公表

市町村行動計画変更に対する支援

統括庁による支援

①市町村行動計画作成の参考資料として「市町村行動計画作成の手引き」（手引き）を更新し提供

・市町村行動計画の標準的な章立て並びに政府行動計画及びガイドラインにおいて市町村が取り組むこととされている項目の抜粋を示したもの。

政府行動計画の項目：記載必須

ガイドラインの項目：検討の参考

・「保健所設置市・特別区向け」と「それ以外の市町村向け」の2種類を作成。

②質疑対応（随時）及び質疑応答集（月1回）の共有、会議等を通じた情報共有

③都道府県による市区町村への支援状況等を月1回取りまとめ、都道府県間で共有

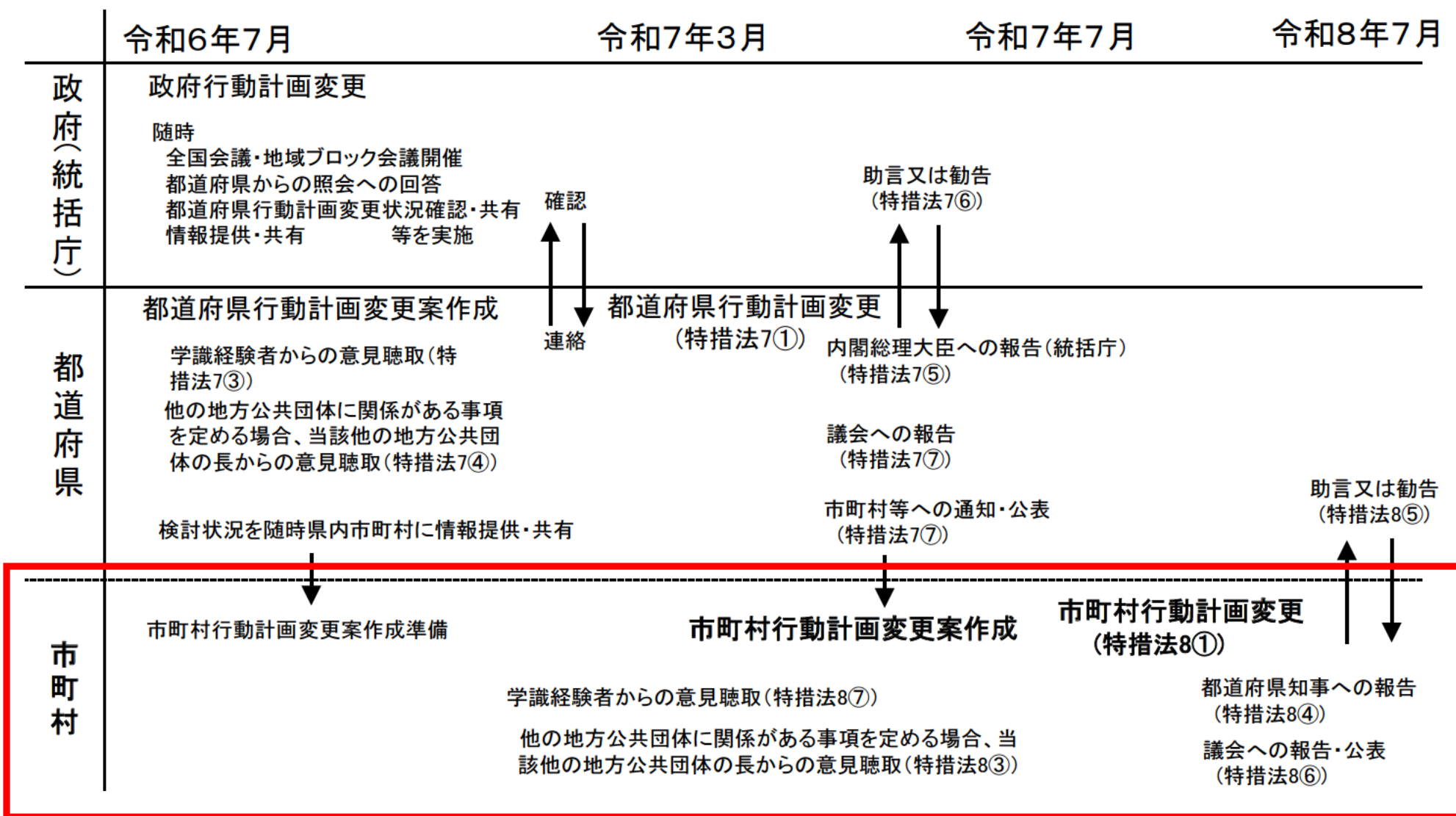
都道府県による支援

①政府及び都道府県の取組に係る情報提供、助言、質疑対応

②各都道府県における支援の例

- ・県行動計画の内容を踏まえた独自の記載例の作成・提供
- ・市町村からの照会事項を整理したQ&Aの共有
- ・学識経験者による意見聴取のため、市町村への学識経験者の紹介、保健所長会・医師会等の関係団体への協力依頼
- ・県内市町村の進捗状況について、市町村名を伏せた状態で情報共有 等

(参考) 市町村行動計画変更のスケジュール



- ・市町村行動計画の変更は、概ね令和8年7月までに完了させるよう要請
- ・都道府県あてに、各都道府県内市町村の進捗状況に係る照会を定期的実施(R6.12.26事務連絡(R7.12.5事務連絡で一部変更))

(参考) 市町村行動計画に係る特措法の規定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。
（略）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
（中略）

8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（略）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。